

学校以外の学びの場の保障のため、関係機関における 相談・指導施設との連携の充実を目指して

令和5年6月 網走市教育委員会

平成29年2月に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）」を踏まえ、網走市教育委員会においては、網走市学習支援センターのほか、フリースクールなどの民間施設を活用しながら、不登校児童生徒へ多様な教育機会の確保に努めてまいります。

不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

不登校児童生徒への支援は「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すことが必要です。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意することが大切です。不登校児童生徒一人一人の多様な状況に応じたきめ細かい支援を行う視点から、**支援に関わる学校内外の関係機関が連携し、相互に協力・補完し合いながら取組を推進することが求められています。**

連携に向けた取組例

◇学校職員が、学習支援センターやフリースクールを訪問し、学習の様子を参観したり、施設の職員と面談したりしながら情報を共有し、児童生徒理解につなげる。

◇フリースクール等の職員を含め、児童生徒や保護者との懇談を定期的に行い、児童生徒理解・学習指導の充実を図る。



◇学校で実施する定期試験の内容を、学習支援センターやフリースクールと共有する。

◇学校で実施する定期試験等を学習支援センターやフリースクール等で実施してもらい、その結果を参考に学習評価を行う。



◇学校で作成したプリントを学習支援センターやフリースクールで活用する。

◇道教委等が作成している「ほっかいどうチャレンジテスト」等の各種テストに取組んだりしながら、学習指導の充実を図る。



不登校児童生徒の学校外での相談・指導への対応について 公的機関や民間施設において相談・指導を受けた場合の指導要録上の出席の取扱い

不登校児童生徒が学校への復帰を前提に学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該児童生徒の自立を助ける上で有効・適切であると**学校長が判断する場合には、指導要録上出席扱いとすることができます。**したがって、不登校児童生徒が学校外の機関・施設に通う各学校においては、**設置者である教育委員会や当該の保護者、当該機関・施設と十分な連携を図りながら、児童生徒の努力を学校として適切に判断することが大切です。**

（参考：平成28年9月14日付 文部科学省初等中等教育局長通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」）

不登校児童生徒の学校外での相談・指導への対応については、市内校と教育委員会で連携を図りながら対応してまいります。

〈連絡先〉 網走市教育委員会学校教育課学務係